

1. 専門医制度規則

変更前	変更後
第3条(4) 食道外科専門医認定施設（「認定施設」という）の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。	食道外科専門医認定施設（以下「認定施設」という） <u>および食道外科専門医準認定施設（以下「準認定施設」という）</u> の認定のための審査を行い、理事会に承認を求める。
第10条 施設認定部会は認定施設の認定審査を行う。	施設認定部会は認定施設 <u>および準認定施設</u> の認定審査を行う。

2. 食道外科専門医制度規則

変更前	変更後
第2条4. 外科専門医の修練を行うことのできる施設を「申請資格」および「認定方法」の規定により認定施設として認定し、認定証を授与する。	外科専門医の修練を行うことのできる施設を「申請資格」および「認定方法」の規定により認定施設 <u>または準認定施設</u> として認定し、認定証を授与する。
第8条(4) 臨床研修修了後、認定施設において所定の修練カリキュラムに従い通算3年以上の修練を行っていること。	臨床研修修了後、認定施設 <u>または準認定施設</u> において所定の修練カリキュラムに従い通算3年以上の修練を行っていること。
第19条(1) 本学会の定めるカリキュラムに従った修練を行うための施設（食道外科専門医認定施設、以下「認定施設」という）に関する諸問題を検討する。	本学会の定めるカリキュラムに従った修練を行うための施設（食道外科専門医認定施設、以下「認定施設」 <u>および食道外科専門医準認定施設、以下「準認定施設」という）</u> に関する諸問題を検討する。
第19条(2) 認定施設の認定のための審査を行う。	認定施設 <u>および準認定施設</u> の認定のための審査を行う。
第24条 認定施設として認定を申請する修練責任者は、次の各号に定める申請書類を所定の期日までに施設認定部会に提出する。	認定施設 <u>または準認定施設</u> として認定を申請する修練責任者は、次の各号に定める申請書類を所定の期日までに施設認定部会に提出する。

<p>第24条 (1) 認定施設認定申請書</p>	<p>(1) 認定施設認定申請書 <u>または準認定施設認定申請書</u></p>
<p>第 24 条 2. 更新のため認定施設としての認定を申請する修練責任者は、前項の各号に定める申請書類を施設認定部会に提出する。</p>	<p>更新のため認定施設としての認定を申請する修練責任者は、前項の各号に定める申請書類を施設認定部会に提出する。<u>準認定施設の更新は認めない。</u></p>
<p>第25条 施設認定部会は毎年1回、申請書類によって認定施設としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。</p>	<p>施設認定部会は毎年 1 回、申請書類によって認定施設 <u>ならびに準認定施設</u> としての適否を審査し、その結果に基づき専門医制度委員会が判定を行い、理事長に答申する。</p>
<p>第25条2. 認定施設は、認定された年から5年間遡って認定施設として認められる。</p>	<p>認定施設 <u>ならびに準認定施設</u> は、認定された年から 5 年間遡って認定施設 <u>ならびに準認定施設</u> として認められる。</p>
<p>第26条 理事長は専門医制度委員会が認定施設として認めた施設に対して、理事会の議を経て本会の施設認定証を交付する。認定施設認定証の有効期限は5年とする。</p>	<p>理事長は専門医制度委員会が認定施設 <u>または準認定施設</u> として認めた施設に対して、理事会の議を経て本会の施設認定証を交付する。認定施設認定証 <u>および準認定施設認定証</u> の有効期限は 5 年とする。</p>
<p>第27条 次の各号のいずれかに該当する認定施設は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、認定施設の資格を喪失する。 (1) 認定施設の資格を辞退したとき。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する認定施設 <u>および準認定施設</u> は、専門医制度委員会および理事会の議を経て、認定施設 <u>および準認定施設</u> の資格を喪失する。 (1) 認定施設 <u>および準認定施設</u> の資格を辞退したとき。</p>

3. 食道外科専門医制度規則 施設認定施行細則

変更前	変更後
<p>第7条 本部会は毎年次の認定施設の認定業務に関する要項を決定し、ホームページによって会員に公告する。</p>	<p>本部会は毎年次の認定施設<u>および準認定施設</u>の認定業務に関する要項を決定し、ホームページによって会員に公告する。</p>
<p>第7条2. 2. 認定施設の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。</p>	<p>2. 認定施設<u>および準認定施設</u>の認定業務は、申請の行われた年の12月31日までに完了しなければならない。</p>
<p>第8条</p>	<p><u>2. 準認定施設の申請に関する審査は、書類審査によって行う。更新は認めない。1年以上の休止期間を置いて再度準認定施設に申請することができる。</u></p>
<p>第8条2. 本部会が必要と認めた場合は、申請施設への実地調査を行うことができる</p>	<p><u>第8条3.</u> 本部会が必要と認めた場合は、申請施設への実地調査を行うことができる。</p>
<p>第8条3. 本部会は、申請書類の正本ならびに審査結果を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。</p>	<p><u>第8条4.</u> 本部会は、申請書類の正本ならびに審査結果を本学会事務局に受理した日から5年間保管する。</p>
<p>第9条2. 理事会は、専門医制度委員会の判定に基づいて認定施設を認定する。</p>	<p>理事会は、専門医制度委員会の判定に基づいて認定施設<u>ならびに準認定施設</u>を認定する。</p>
<p>第10条</p>	<p><u>第10条2</u> <u>準認定施設の認定を申請する修練責任者は、審査を受けようとする年の7月31日までに必ず到着するように準認定施設申請書類を本部会に提出しなければならない。</u></p>
<p>第11条 認定施設申請施設あるいは更新施設は、次の各号に定めるすべての資格を有していなければならない。</p>	<p>認定施設申請施設、<u>準認定施設申請施設</u>あるいは<u>認定施設</u>更新施設は、次の各号に定めるすべての資格を有していなければならない。</p>
<p>第11条(2) 平成26年以降の施設認定では、食道外科専門医または暫定食道外科専門医である修練責任者が常勤していること。ただし、平成25年までの暫定措置として、施設認定を申請する修練責任者は外科系の食道科認定医</p>	<p><u>認定施設</u>の施設認定では、食道外科専門医または暫定食道外科専門医である修練責任者が常勤していること。<u>準認定施設の施設認定では、外科系の食道科認定医である修練責任者が常勤していること。</u>ただし、平成25年</p>

で代行できる。

までの暫定措置として、**認定施設認定**を申請する修練責任者は外科系の食道科認定医で代行できる。